

令和7年11月9日（日）執行
南城市議会議員選挙

指定病院等における不在者投票事務処理要領

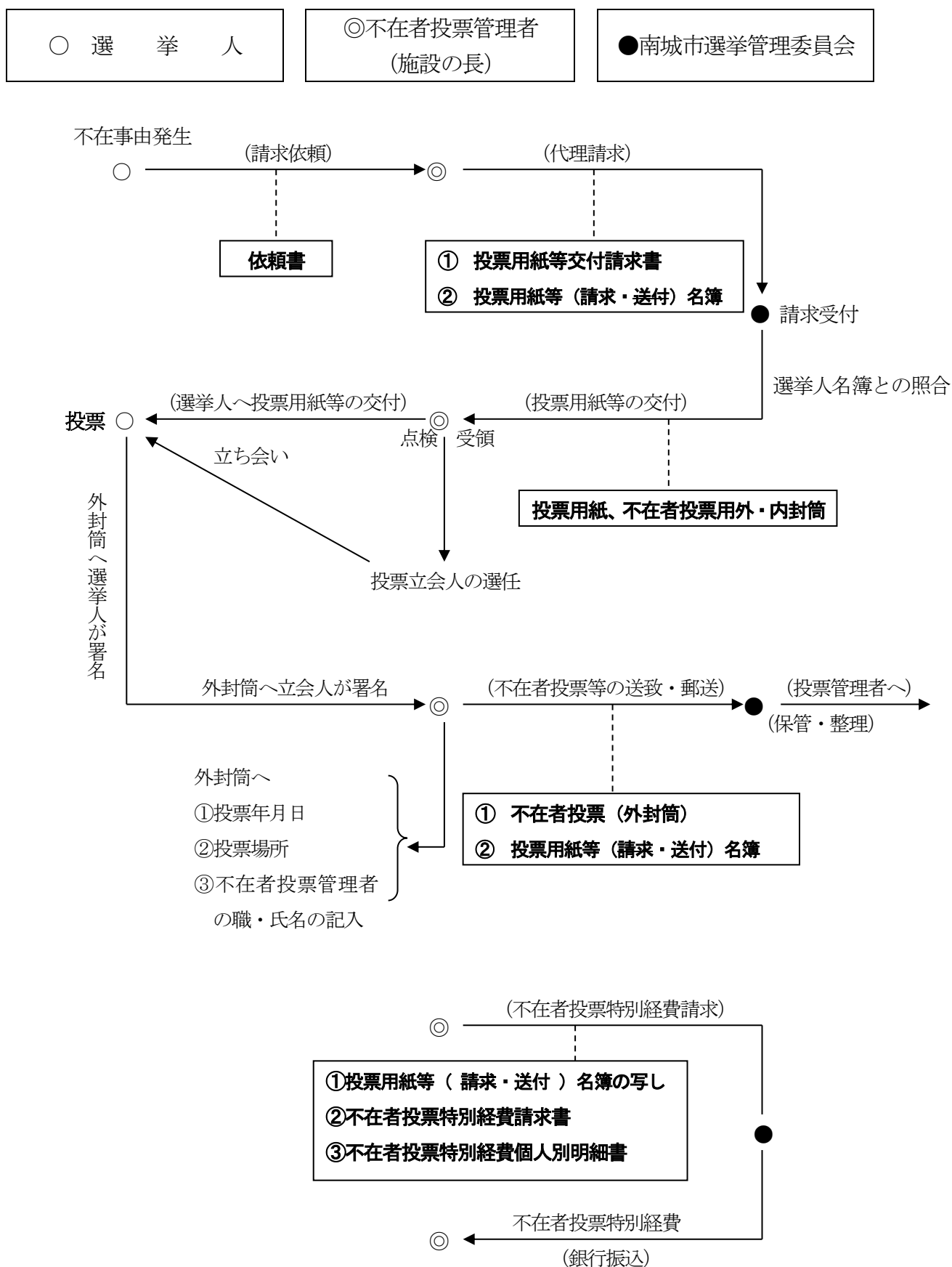
南城市選挙管理委員会
〒901-1495
南城市佐敷字新里1870番地
電 話 （098）917-5402
F A X （098）917-5409

目 次

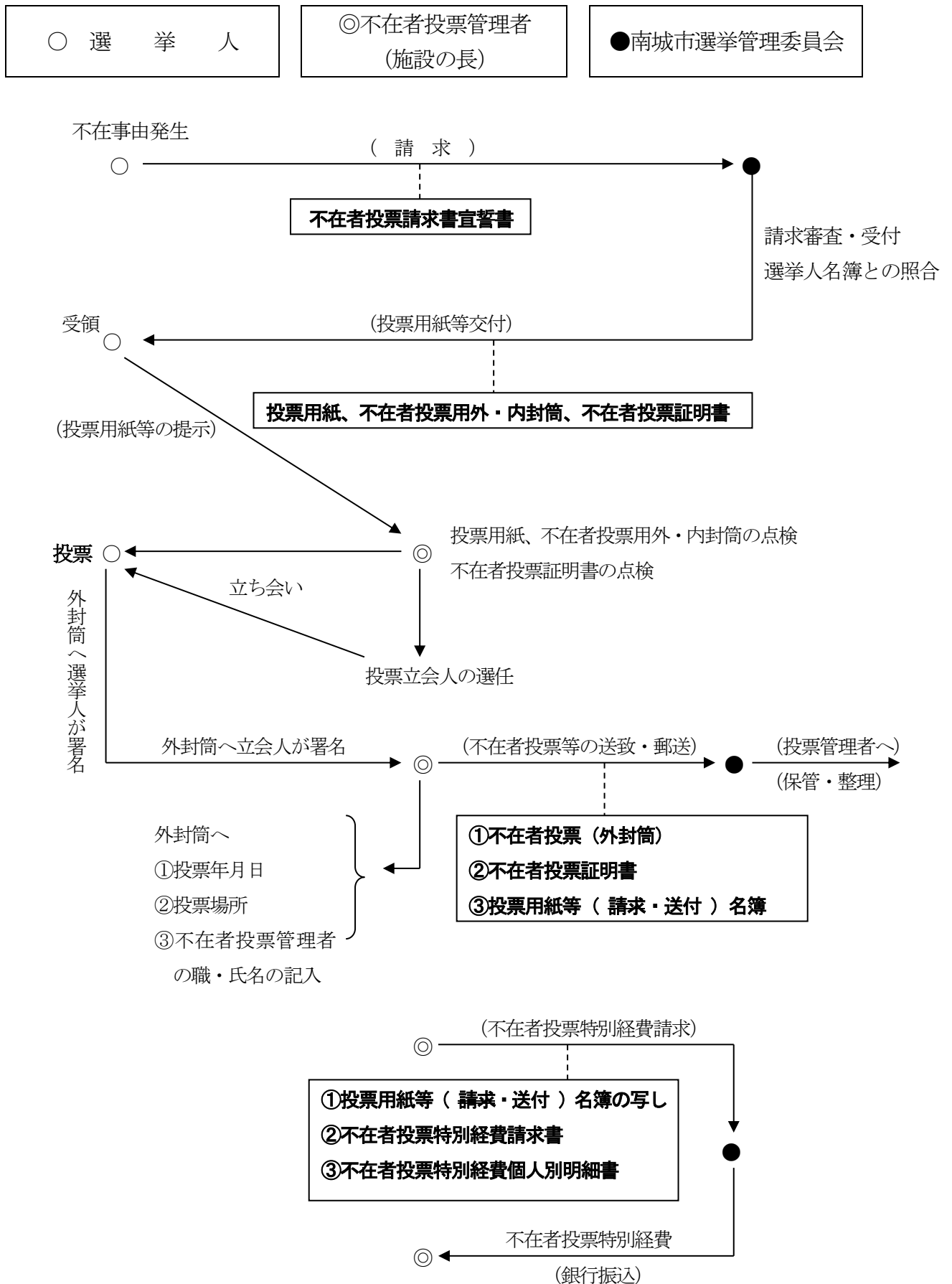
指定病院等における不在者投票事務の概要	1・2
1 不在者投票制度	3
2 指定病院等における不在者投票ができる者	3
3 不在者投票ができる期間	3
4 不在者投票管理者	4
5 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求の方法	5
6 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付	6
7 投票記載所の設備	7
8 不在者投票の方法	8
9 投票には立会人の立会いが必要である	10
10 不在者投票の送致	10
11 不在者投票に関する経費	10
12 指定病院等における不在者投票の管理に関する質疑応答集	11
13 様式及び記載例等	15

(凡例)	法	……公職選挙法
	令	……公職選挙法施行令
	規則	……公職選挙法施行規則
	令55②	……公職選挙法施行令第55条第2項

■ 施設等における不在者投票事務の概要（施設の長が選挙人に代わって請求する場合）



□ 施設等における不在者投票事務の概要（選挙人本人が直接請求する場合）



1. 不在者投票制度

選挙人は、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票しなければなりません。(法44)

しかし、選挙人の中には、職務、業務の都合又は病気のため、選挙の当日、投票所へ行けない者もおりますので、できるだけ多くの者が選挙権を行使できるように不在者投票制度が設けられています。

この不在者投票制度の一つとして、都道府県の選挙管理委員会の指定する病院・老人ホーム・施設等(以下「指定病院等」といいます。)に入院中又は入所中の者は、不在者投票管理者である病院長又は施設長の管理の下にその病院内又は施設内においても投票することができることとされています。(法49①、令55②)

指定病院等におけるこの制度は手続きが複雑ですが、これは、選挙人の便宜をはかることと投票の秘密・公正の原則とを調和させるためのやむを得ない措置ですので、不在者投票管理者である病院長等は、この点を理解し、違法な取扱いとなることがないように十分注意するようお願いいたします。

2. 指定病院等における不在者投票ができる者(法48の2①、49)

都道府県選挙管理委員会の指定する病院(以下「指定病院」といいます。)に入院中、都道府県選挙管理委員会の指定する老人ホーム(以下「指定老人ホーム」といいます。)に入院中、国立保養所に入院中、都道府県選挙管理委員会の指定する身体障害者更生援護施設(以下「指定身障施設」といいます。)に入所中又は都道府県選挙管理委員会の指定する保護施設(以下「指定保護施設」といいます。)に入所中の選挙人で、次の不在者投票事由に該当する者に限られます。

(1) 2号事由

用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

所属投票区の区域外の指定病院に入院治療中の歩行可能な選挙人は本号に該当します。(歩行が困難な者は、3号事由になります。3号事由の場合には、指定病院は、所属投票区の区域内でもよいことになります。)

(2) 3号事由

疾病、負傷、妊娠、老衰、身体障害若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。

- ① 歩行が困難であることとは、選挙の当日、本号の規定の理由によって歩行が困難であると予想される場合のことであって、不在者投票を行うときに、歩行が困難でなくてもよい。例えば、選挙の当日は手術を行うのでその前に歩行可能の間に投票しようとする場合が考えられます。
- ② 所属投票区の区域内の指定病院に入院中の者であっても歩行のできる場合は不在者投票をすることができません。(指定病院が所属投票区の区域外にあれば第2号事由に該当し、不在者投票をすることができます。)ただし、選挙当日に歩行が困難であると予想される場合は不在者投票が可能です。
- ③ 指定病院に入院中の者で軽い歩行はできるが乗物に乗ることが禁止されている者の場合は、不在者投票をする事ができます。

3. 不在者投票ができる期間及び時間(令58、法270①)

選挙期日の告示の日の翌日(11月3日)から選挙の期日の前日(11月8日)までの、毎日午前8時

30分から午後5時まで。

なお、不在者投票は不在者投票管理者から南城市選挙管理委員会の委員長を経て、指定投票区の投票管理者に送致されることとなりますが、投票所を閉じる時刻までに送致されないときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして扱われますので、事前の準備及び事務従事者の指導等に万全を期し、事務の執行に当たられますようお願いいたします。

4. 不在者投票管理者

(1) 不在者投票を管理する者

不在者投票は、不在者投票管理者の管理のもとに執行されるわけですが、指定病院にあっては病院長が、指定老人ホームにあっては老人ホームの長が、指定施設にあっては施設の長が、それぞれ不在者投票管理者となります（令55②、④）。

ただし、病院長、老人ホームの長又は施設の長に事故があり、又は欠けた場合には、病院長の職務を代理すべき医師（又は歯科医師）、老人ホームの長の職務を代理すべき者又は施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります（令55⑨）。

(2) 不在者投票管理者の主たる事務

- ① 不在者投票に関する手続きのすべてについて最終的な決定をすること。
- ② 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行すること。
 - (ア) 選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること（令50④）。
 - (イ) 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を直ちに選挙人に渡すこと（令53④）。
 - (ウ) 投票用紙、不在者投票用封筒（及び不在者投票証明書）を点検すること（令58①、②）。
 - (エ) 立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること（令58③で準用する令56③）。
 - (オ) 不在者投票記載所の設備をすること（令58④で準用する令32）
 - (カ) 代理投票の申請を受け、その許可を決定すること（令58④で準用する令56④、⑤）。
 - (キ) 投票の終わった不在者投票を送致すること（令60①）。

(3) 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の諸点に留意して公正かつ適切な事務処理をしてください。

- ① 不在者投票管理者は不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないことになっているので、特に注意すること（法135②）。
- ② 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスターを掲示することができないので、注意すること。
- ③ 不在者投票の制度は、投票日の前に選挙人に投票させる例外的な取扱いであるから、特にその取扱いには厳格にし、前もって分担事務全体の処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように検討しておくこと。
- ④ 勘や過去の経験に頼らず、常に法規、実例、判例等に根拠をおいて、的確に処理すること（疑わしい点については、自分の考えだけで処理しないで県や南城市の選挙管理委員会へ遠慮なくおたずねください。）
- ⑤ 投票事務は、確実さと迅速さが要求されるので、緊急な事務処理を必要とする場合の対策を立てておくこと。

⑥ 事務の管理・執行に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、投票の秘密保持を期し、また選挙人に威圧を加えることのないようにすること。

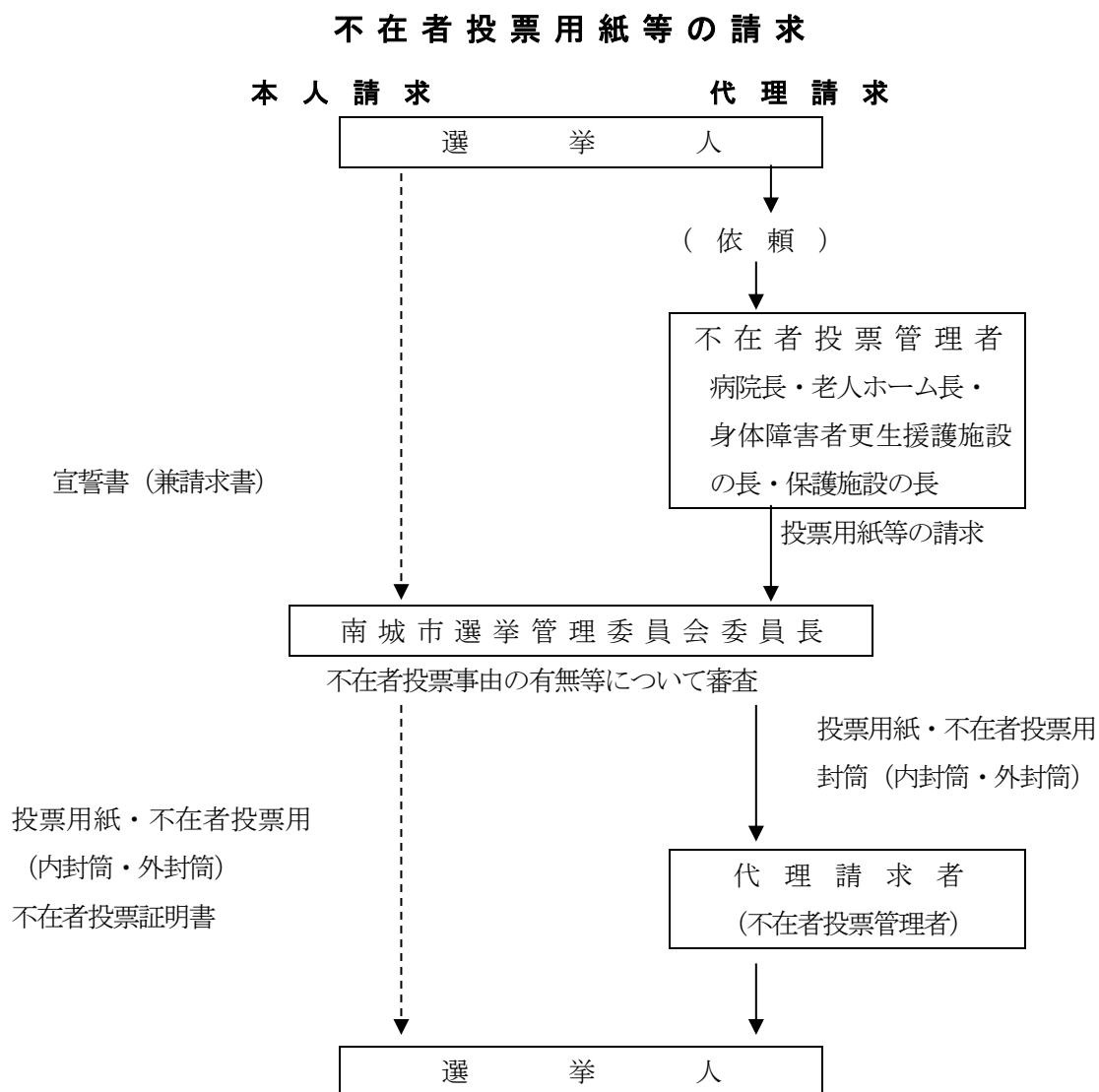
⑦ 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、詐偽投票及び投票偽造罪、増減罪、立会人の義務を怠る罪（法２２６、２２７、２３７、２３８）等の罰則があるので、注意すること。

（不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効とされることのないように留意してください。）

5. 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求の方法

投票用紙及び不在者投票用封筒を請求する方法には、選挙人が自ら請求する方法と病院長、老人ホームの長又は施設の長が選挙人に代わって請求する方法の二つの方法があります（令５０）。

不在者投票のための投票用紙等の請求は、選挙の期日の告示の日の前においても行うことができます。



（１）病院長、老人ホームの長又は施設の長が選挙人に代わって請求する方法

病院長、老人ホームの長又は施設の長は、病院に入院中の患者、老人ホームに入所中の者又は施設

に入所中の者から投票用紙及び不在者投票用封筒の請求の依頼があり、その者について不在者投票する正当な事由があると認めた場合は、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し請求します。

なお、請求をする際には、併せて当該病院、老人ホーム又は施設での投票する旨を（令５０①）、また目の見えない者であるために点字投票をする場合はその旨を申し立てなければなりません（令５０③）。

病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒を請求する場合は、必ず選挙人から依頼書を受け取っておいてください。

選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

具体的な事務手続き

① 選挙人からの依頼書を取りまとめます。

↓ 依頼書 ※様式１４ページ

② 投票用紙等交付請求書、投票用紙等請求名簿を作成する。

↓ 投票用紙等交付請求書 ※様式１５ページ

↓ 投票用紙等（請求・送付）名簿（添付書類） ※様式１６ページ

③ ②で作成した投票用紙等交付請求書を、南城市選挙管理委員会あて直接又は郵便により送ります。

↓
南城市選挙管理委員会

（２）選挙人が自ら請求する方法

病院に入院中の患者、老人ホームに入所中の者又は施設に入院中の者が、病院長、老人ホームの長又は施設の長に依頼しないで、自ら南城市選挙管理委員会の委員長に対して次の文書を添えて直接に、又は郵便で請求します。（令５０①）。

不在者投票の事由に該当する旨の宣誓（令５２）
投票用紙及び不在者投票用封筒の請求（令５０）

なお、選挙人が上記によって請求する際には、併せて当該病院、老人ホーム又は施設での投票する旨を、また盲人であるために点字投票をする場合はその申し立てなければなりません。

（３）入院又は入所中の選挙人が船員であるときの請求方法

入院又は入所中の選挙人が船員である場合は、上記（１）又は（２）の請求をする際、船員の選挙人名簿登録証明書を併せて掲示しなければなりません。（令５０⑥）。

なお、詳しくは、県又は南城市選挙管理委員会に問い合わせください。

6. 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付

前記「５」の請求後、投票用紙等は、南城市選挙管理委員会の委員長から直接交付されるか又は郵送されてきます。

なお、請求は選挙の期日の告示の日前でも行うことができます。

（１）病院長、老人ホームの長又は施設の長が選挙人に代わって請求する方法による場合

① 投票用紙

② 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒） ※記載例 17、18 ページ

この場合、病院長、老人ホームの長又は施設の長は、投票用紙及び投票用封筒を受取ったら直ちにこれを選挙人に渡さなければなりません（令 53④）。ただし、12 ページの質疑問 6 の答にも記載のとおり、特別の事由がある場合は、不在者投票管理者が保管しておくこととすることも差し支えありません。

（2）選挙人が自ら請求する方法による場合

① 投票用紙

② 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）

③ 不在者投票証明書（不在者投票証明書用封筒に入っている。）

（3）入院又は入所中の選挙人が船員であるときの請求方法による場合

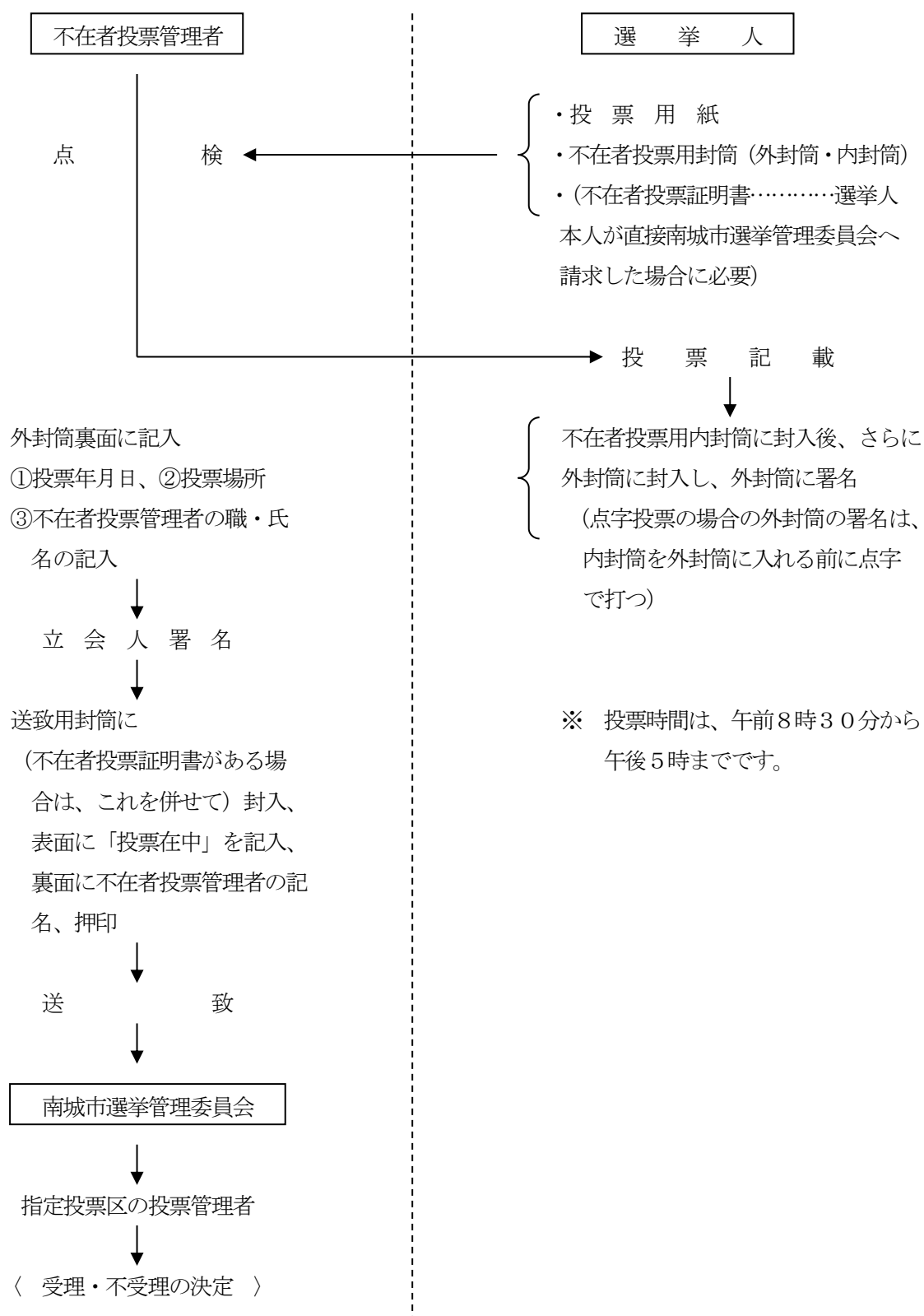
上記の（1）又は（2）の書類の他に、請求の際に提示した「選挙人名簿登載申請書」が返付されます。

7. 投票記載所の設備

不在者投票管理者は、投票記載所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために相当の設備をしなければなりません。（令 58④で準用する令 32）。 ※配置例 19 ページ

なお、投票の記載する場所には候補者の氏名等を記載したポスター等及び政治活動用のポスター等の文書を掲示することができないことになっているので、注意してください。（法 143④、201 の 11⑥）。

8. 不在者投票の方法



(1) 不在者投票をさせる前にしなければならないこと

① 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、正規のものであるかどうか、選挙人であるかどうか確認すること（令58①）。

投票前にすでに投票用紙に候補者の氏名等が記載してある場合には、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙を返還し、南城市選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせようえ、正規の不在者投票を行わせること。

② 不在者投票証明書の点検（本人請求の場合）

選挙人が自ら投票用紙等を請求した者であるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提示させ、その封筒が開破されていないかを点検し、開破されているときには選挙人が誤って開破したかどうかにかかわらず、投票させることはできません（令58②）。

上記の点検の際に、さらに不在者投票をする指定病院、指定老人ホーム又は指定施設と不在者投票証明書の投票期日における現在地が一致するかどうかを確かめ、一致しないときは選挙人にその理由をきき、正当な理由があるときは投票させてよい。

(2) 不在者投票の手続き

① 選挙人が投票記載所で記載し投票する場合

投票用紙及び不在者投票用封筒（選挙人自ら請求した場合は、併せて不在者投票証明書の封筒）を不在者投票管理者に提示させ、その点検を受けた後、その管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の候補者1人の氏名を記載させ、これを不在者投票用封筒（内封筒）に入れて封をさせ、ついで不在者投票用封筒（外封筒）に入れて封をさせ、その表面に署名させ、直ちにこれを不在者投票管理者に提出させること。（令58①、②、56②）。

(注) 1. この場合、不在者投票管理者は選挙権を有する者を立ち会わせること。

2. 署名を忘れたり、選挙人に代わって他の者が選挙人の氏名を記載したりしてはならないこと。

（後述②による代理投票の場合は、補助者が記載）

3. 署名の下に捺印するとか、不在者投票用封筒を印をもって封かんする必要はないこと。

4. 点字投票があったときの不在者投票用封筒（外封筒）の表面の署名は、不在者投票用封筒（内封筒）を入れる前に点字で打たせること。

② 代理投票を希望する者がいる場合

代理投票というのは、身体の障害又は文盲のため候補者の氏名を自書できない者がいるとき、不在者投票管理者に申請させて代理投票させることをいいます。この場合、口頭によっても結構です。

具体的な手続きは、まず代理投票させるときには、立会人の意見をきいて補助者2人を、補助者本人の承諾を得て定め、代理投票処理簿に記載のうえ、その1人の立会いの下に他の1人に投票記載所で選挙人の指定する候補者1人の氏名等を記載させ、それを選挙人に示したうえ、不在者投票用封筒（内封筒）に入れて封をし、さらにこれを不在者投票用封筒（外封筒）に入れて封をさせ、投票の表面に選挙人の氏名を記載させて直ちに提出させます（令58④で準用する令56③、④）。

※様式21ページ

なお、選挙人に代理投票の事由がないと認めたときは、立会人の意見をきいたうえで拒否することになります。

③ ベッドの上で投票できるか

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行が著しく困難である選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある限りベッドの上ですることができます。この場合には投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。なお、この場合には、ベッドのある室内に選挙運動用ポスター等は掲示することができないので注意してください。

9. 投票には立会人の立会いが必要である

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立ち合わせなければなりません。立会人がなく行われた投票は無効となりますので最低1人の立会人の立会いがなければなりません。(令58③で準用する令56③) 立会人は、不在者投票管理者や代理投票の補助者を兼ねることはできません。

なお、立会人は点検から送致のための受理に至る全手続きに立ち会います。

10. 不在者投票の送致

不在者投票管理者は選挙人から投票用紙の入った封筒を受け取った場合には、不在者投票用封筒（外封筒）の裏面に投票の年月日及び場所を記載のうえ、これに記名し、投票に立ち会った立会人に署名させ、更にこれを不在者投票証明書（5(2)による請求の場合すなわち南城市選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合のみ）とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちにこれを南城市選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵送しなければなりません。※記載例20ページ

外封筒に、投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名を忘れたりすると、その投票は受理されないことになりますので、注意してください（令60①）。

なお、不在者投票は不在者投票管理者から南城市選挙管理委員会の委員長を経て、指定投票区の投票管理者に送致されますが、投票所を閉じる時刻までに送致されないときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして扱われますので、時間的な余裕を配慮のうえ送付してください。

(注) 投票に立ち会った立会人の署名に代えて、ゴム印を使用している事例がみられますが、必ず署名自書してください。

11. 不在者投票に関する経費

不在者投票に関する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について1,236円です。投票用紙を請求したものの、実際に投票を行わなかった選挙人は対象外とします。

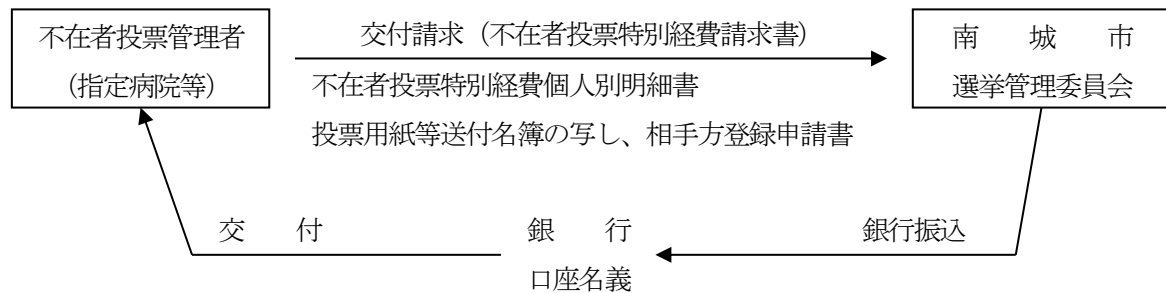
経費の請求は、不在者投票特別経費請求書に不在者投票特別経費個人別明細書、投票用紙等（請求・送付）名簿の写しを添えて、投票日後10日以内（**11月18日必着**）に、下記あてにお願いします。

なお、金額の多少にかかわらず、期日までに必ず請求してください。

※様式16・22・24ページ

送付先………南城市選挙管理委員会（〒901-1495 南城市佐敷字新里1870番地）

【不在者投票特別経費の請求】



(注) (1) 「請求書」を作成する際には、「不在者投票に要した経費を請求する際の注意事項」をよくお読みください。

12. [指定病院等における不在者投票の管理に関する質疑応答集]

1. 投票用紙等の請求

問1 病院に入院中の者の付き添いをしている者は、指定病院等の長が代理請求することができるか、また、その者は指定病院内で不在者投票ができるか。

答 前段、後段ともにできない。

なお、この者が不在者投票を行う場合は、名簿登録地の選挙管理委員会か、現に滞在している地の選挙管理委員会で行うことになる。

問2 選挙期日が迫ってから入院患者が投票用紙等の代理請求依頼があり、速達郵便でも間に合わない時は、市町村の選挙管理委員会に直接出向いても代理請求を行わなければならないか。

答 代理請求を断ることはできないが、郵便によるか直接によるかは不在者投票管理者の自由である。しかし、できれば不在者投票が可能となるように配慮されたい。

問3 入院患者から投票用紙の代理請求依頼を受けたが、郵送では間に合わないため、本人の家族に院長の補助者として選挙管理委員会に請求に行かせてよいか。

答 院長の管理権の及ぶ者（補助者）と認められれば差し支えない。

なお、その際、院長名をもって家族の者に院長の補助者として請求させる旨の文書を携帯させるよう配慮されたい。

問4 投票用紙等の代理請求の際に選挙人から徴する依頼書は、選挙管理委員会に送致するのか、手元に保管するのか。

答 不在者投票管理者において保管されたい。なお、投票日から当分の間（約半年）は保存されたい。

2. 候補者の氏名揭示

問5 入院患者から候補者氏名の一覧を揭示してほしい旨の希望が多いので、病院側で作成し揭示しよいか。

答 差し控えられたい。

なお、設問のような要望があった場合、市選管が作成した氏名掲示や選挙広報、新聞記事を見せることは差し支えない。

3. 不在者投票をする期間

問6 市選管から投票用紙を交付された場合、直ちに選挙人に渡さずに、期日を定めて投票日まで不在者投票管理者が保管してよいのか。

答 ① 不在者投票をする期日を定めることについては差し支えないが、その特定日以外に投票の申出があった場合にこれを拒否することはできない。

② 不在者投票管理者で保管することについては、選挙人における保管が困難であると判断される場合について選挙人の了解を得て保管することは差し支えない。

4. 不在者投票の方法

問7 選挙人の依頼に応じ投票用紙の代理請求をし、それを受領したが受領前に当該選挙人が退院し場合はどうしたらよいのか。

答 経緯を詳細に記載し、投票用紙等を至急、交付した選挙管理委員会に返送されたい。

なお、当該選挙人に対しては、不在者投票事由が消滅したため投票用紙等を返送した旨及び投当日、投票所に行けば投票できる旨を連絡されたい。

問8 代理請求をして投票用紙等の交付を受けた後、選挙人が意識不明等に陥り不在者投票ができなくなった場合、どう処理したらよいのか。

答 投票日の前日まで不在者投票管理者において保管すること。なお、投票日経過後、理由を付して選挙管理委員会に返送されたい。

問9 自書能力もなく、口もきけない選挙人が名刺等を提示し、本人が投票したい者の氏名を指示する方法で代理投票できるか。

答 選挙人の意思が確認できる限り可能である。

問10 選挙人の家族が代理投票補助者となって代理投票できるか。

答 代理投票補助者は病院長等の管理する投票記載場所における投票に係る事務従事者の中から選ぶこととされているため、家族が代理投票補助者となることはできない。

問11 投票箱についての定めはあるか。

答 ない。なお、市選管に送致するまでの間は、盗難や紛失を防ぐため施錠できる金庫等に一時保管されたい。

問12 投票立会人は、不在者投票の期間中に変更できるか。

答 変更できる。ただし、改めて投票立会人選任の手続が必要である。

問13 「記名」と「署名」はどう違うのか。

答 記名は本人以外の者が記載してもよいが、署名は本人が自書しなければならない。したがって、記名の場合はゴム印等を使用できるが、署名の場合はできない。

問14 不在者投票者は、必ず立会人とともに投票記載場所にいななければならないか。

答 管理者が及ぶ場所にいれば、必ずしも投票記載所にいる必要はない。

ただし、不在者投票管理者の事務補助者と立会人の最低２人、代理投票の場合は、さらに代理投票補助者２人がいなければならない。

５．その他

問 15 投票当日の投票管理者において不受理とされる投票にはどのようなものがあるか。

答 おおむね次のようなものである。

ア 不在者投票用外封筒に選挙人の署名がない投票

イ 不在者投票用外封筒に所定の記載（立会人の氏名、投票場所等）のないもの

ウ 不在者投票用外封筒の封が破られているもの

問 16 不在者投票事務処理において、諸様式等の住所、氏名、施設の名称の各欄は、ゴム印を使用し
て差し支えないか。

答 差し支えない。

問 17 院長が候補者となったため、副委員長が不在者投票管理者となるが、この場合、何らかの選任
手続が必要か。

答 不要である。このような場合は当該病院、施設等の長に事故があり又は欠けた場合にその職務
を代理すべき者が当然に不在者投票管理者となり、依頼書のとりまとめ、投票用紙等の請求、不
在者投票、投票の送致、経費の請求等を行うことになる。

１３．様式及び記載例等

- ① 依頼書
- ② 投票用紙等交付請求書
- ③ 投票用紙等（ 請求・送付 ）名簿
- ④ 不在者投票用外封筒記載例
- ⑤ 不在者投票用内封筒
- ⑥ 投票記載場所について
- ⑦ 不在者投票送致用封筒記載例
- ⑧ 代理投票処理簿
- ⑨ 不在者投票特別経費請求書
- ⑩ 不在者投票に要した経費を請求する際の注意事項
- ⑪ 不在者投票特別経費個人別明細書

依 頼 書

私は、当施設（病院等）において、令和 7 年 1 1 月 9 日執行の南城市議会議員選挙の不在者投票をしたいので、公職選挙法施行令第 5 0 条第 4 項の規定により、私に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求して下さるようお願いします。

令和 年 月 日

（施設の長）

様

選挙人名簿に記載されている住所	氏 名	生年月日	性別	印

投票用紙等交付請求書

別記選挙人は、令和7年11月9日執行の南城市議会議員選挙の当日、当院（所）に入院（入所）中のため、当施設において投票する見込みであり、同選挙人から公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、同選挙人に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日

施設名

現住所（〒 ）

（施設長）

不在者投票管理者

⑩

事務担当者氏名

電話番号

南城市選挙管理委員会委員長 様

投票用紙等（請求・送付）名簿

（請求又は送付先市町村名）

（施設等の名称）

請求時に記載する事項							送付時に記載する事項			備 考
現 住 所	選挙人名簿に記載されている住所 ※現住所と異なる場合に 記載すること	選 挙 人 氏 名	生年月日	性別	点字 投票 ○印	引続 居住 ○印	当該施設での投票の状況			
							済 ○印	投票無し	返却する選挙の種類	
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		
				男・女				返却・その他		

備考 1 「請求」または「送付」の不要な文字を横線で消して使用すること。
2 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の点字による投票の申し立ての依頼があった場合は、点字投票の欄に「○」を記載すること。
3 都道府県の選挙で、引き続き同一県内の区域内に住所を有することの確認を申請する場合は、引続居住の欄に「○」を記載すること。
4 投票の状況の「その他」としては他投票所で投票する場合等がある。
5 複数の選挙の請求を行った場合で、投票用紙の返却をする場合は返却する選挙の種類を記載すること。
6 送付名簿の写しは、不在者投票特別経費を請求する際の、不在者投票特別経費請求書に添付すること。

不在者投票用外封筒記載例

(表)

令和7年11月9日執行
南城市議会議員選挙
不在者投票

(外封筒)

南城市
選挙管理
委員会之印

投票者氏名

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で
書いてください。

(代理記載人)

第 投票区

整理
番号

性別 男・女

何も記載しない。

選挙人が自書する。
代理記載の場合は、
補助者が記載する。

何も記載しない
(仮投票の場合のみ
記載する。)

(裏)

交付市町村名
南城市

交付年月日

船員の属する投票区のある市町村名

投票年月日 令和〇年〇月〇日

投票場所 〇〇病院〇〇室

不在者投票管理者氏名 〇〇病院長 〇〇太郎

不在者投票立会人氏名 〇〇花子

(自書すること。ただし、市町村選挙管理委員会の委員長の管理する
不在者投票記載場所における場合は、記名押印でもよい。)

実際に投票を行った
日を正確に記載する。
具体的に記載すること。
記名(ゴム印でも可)
立会人が署名(自書)

不在者投票用内封筒

(表)

(内 封 筒)

注意

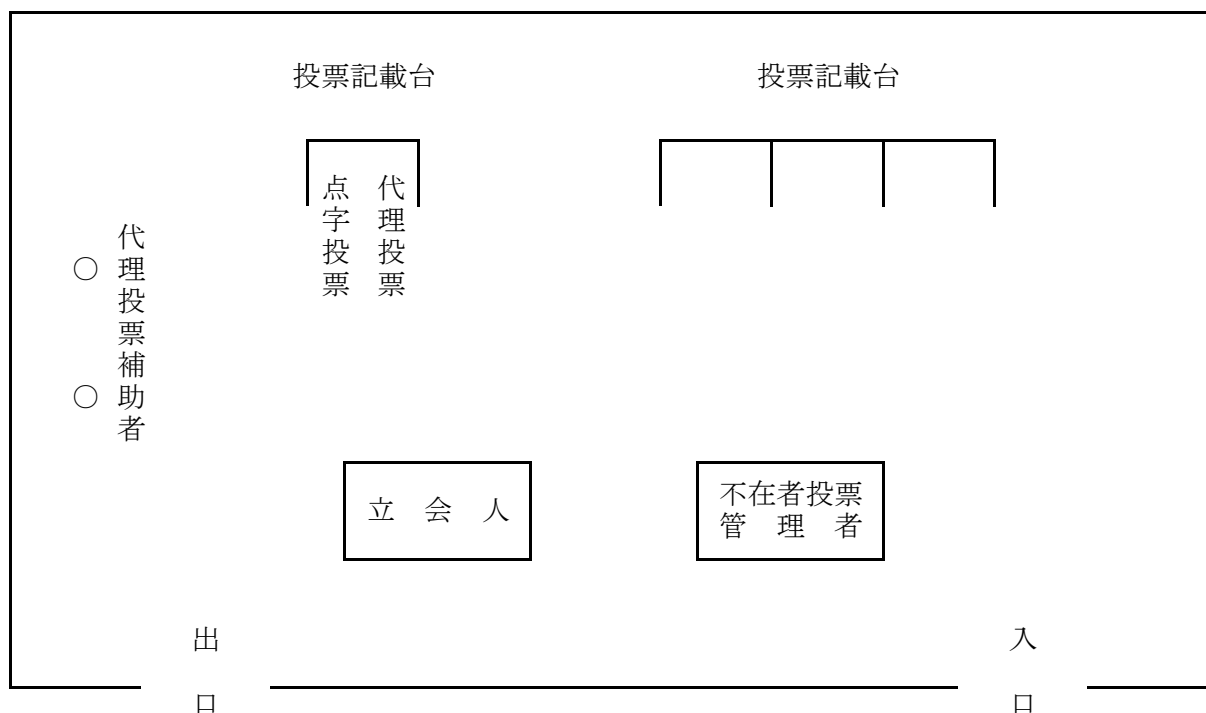
この封筒には、何も記載しないでください。

この封筒に記載ずみの投票用紙を入れ、封をした

うえ、外封筒に入れてさらに封をしてください。

(裏)

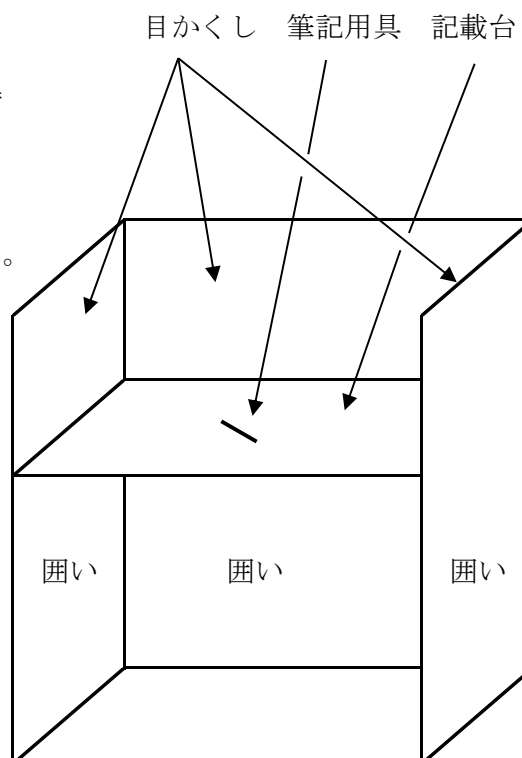
投票記載所について



(投票記載台設置例)

備考

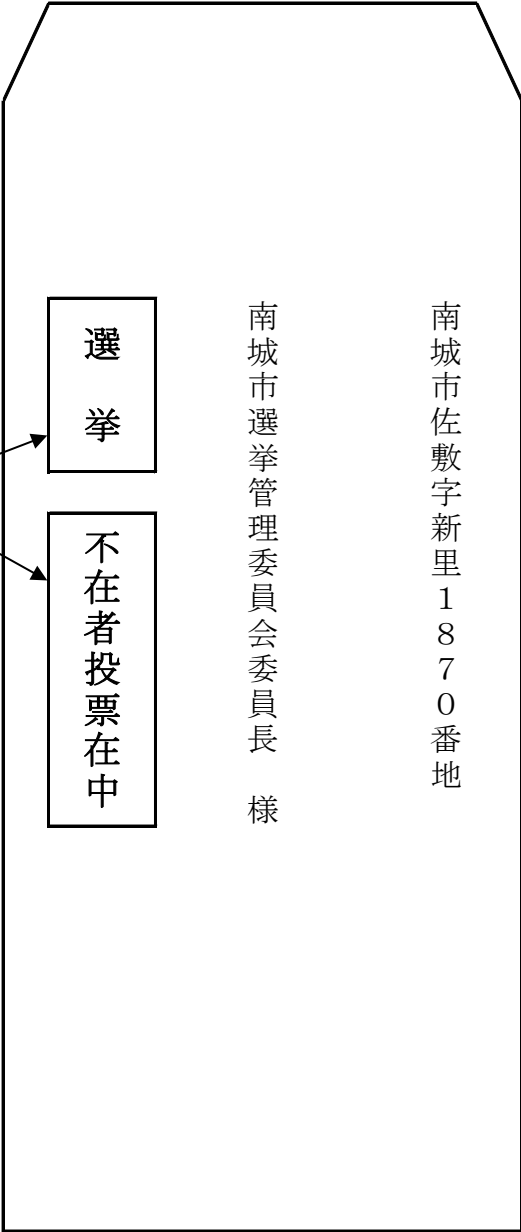
1. 投票所内の設備は、投票管理者、立会人席からよく見透しうるように配置すること。
2. 代理投票、点字投票記載台は、余裕がある場合は一般記載台と多少の間隔をおくこと。



不在者投票送致用封筒

不在者投票管理者が南城市選挙管理委員会委員長へ不在者投票を送付するときの封筒の見本です。

(表)



南城市佐敷字新里1870番地

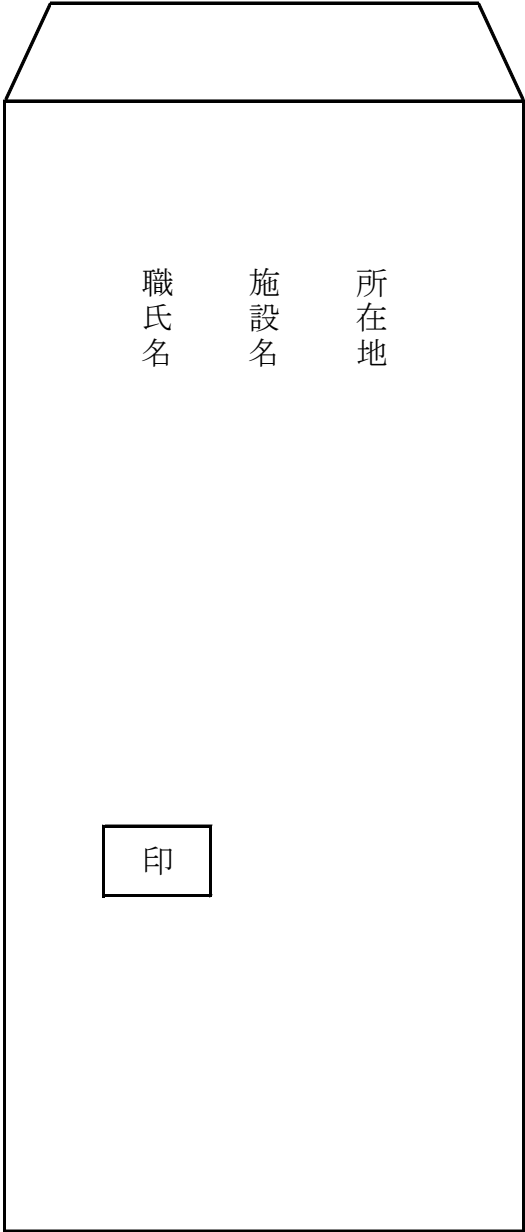
南城市選挙管理委員会委員長 様

選挙

不在者投票在中

朱書き

(裏)



所在地

施設名

職氏名

印

不在者投票特別経費請求書

¥

ただし、令和7年11月9日執行の南城市議会議員選挙における不在者投票特別経費
(一人 1,236円 × 人 = 円) として

上記のとおり請求いたします。

令和 年 月 日

(不在者投票管理者)

施設等の名称

所在地

管理者職・氏名

印

南城市長 殿

(振込口座)

金融機関名称	銀行 支店		
預金の種類	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

----- 委任状 -----

(この委任状は、院長又は施設長(請求者)と口座名義人が違う場合のみ記入して下さい)

上記の不在者投票特別経費の受領を下記のとおり委任します。

委任者：不在者投票管理者 管理者職・氏名

印

(※請求書と同じ印鑑)

受任者：口座名義人

施設住所

施設名

職・氏名

不在者投票に要した経費を請求する際の注意事項

(注1) 請求について

1. 請求金額に使用する数字はアラビア数字によること。(金額訂正は行わないこと)
2. 個人病院については、病院長の公印で、「〇〇病院長の印」とし、「〇〇病院の印」等は使用しないこと。
3. 法人等の団体については、法人印及び代表者印を押印すること。

(注2) 支払方法(銀行振込とする。)

1. 銀行名、普通・当座の別、口座番号、口座名義人(フリガナ)を必ず記入すること。
2. 請求人と口座名義人が異なることがないようにすること。

(注3) 別紙について

1. 不在者投票特別経費請求書には、不在者投票特別経費個人別明細書と、投票用紙等送付名簿の写し及び相手方登録申請書を添付すること。
2. 相手方登録申請書は太枠内を記入し、押印すること。
3. 選挙人氏名等の欄には、実際に不在者投票をした者のみ記入すること。

(注4) 請求先

南城市選挙管理委員会

〒 901-1495

南城市佐敷字新里 1 8 7 0 番地

電話 9 1 7 - 5 4 0 2

令和7年11月9日執行 南城市議会議員選挙

不在者投票特別経費個人別明細書

(施設等の名称)_____

通し 番号	選挙人氏名	選挙人名簿に記載 されている住所	通し 番号	選挙人氏名	選挙人名簿に記載 されている住所